解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月四日

沖縄県沖縄市美里五丁目八番二八号

医療法人くねんぼ会

清算人　井上　弘善

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月四日

福井県勝山市元町一丁目一六番一六号

梅花庵

清算人　髙山　峰雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年十二月十六日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月四日

北海道美唄市西三条南一丁目一番一号

美唄市土地開発公社

代表清算人　藤井　英昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月四日

長崎県大村市東本町五五五番地

医療法人洋光会近藤医院

清算人　近藤　洋

第三十八期決算公告

貸借対照表

（平成二十七年十一月三十日現在）

単位・円

資産の部	
流動資産	二、八三一、五三四、〇三三
固定資産	一、二九五、一四七、七四八
有形固定資産	八一四、八四六、六八三
無形固定資産	五、八九六、二一二
投資その他の資産	四七四、四〇四、八五三
合計	四、一二六、六八一、七八一
負債及び純資産の部	
流動負債	一九六、四九六、三六九
固定負債	三三三、九五九、〇〇〇
株主資本	三、五五一、一四七、〇一〇
資本金	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二、八〇一、一四七、〇一〇
利益準備金	一八七、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二、六一三、六四七、〇一〇
評価・換算差額等	四、一二六、六八一、七八一
合計	四、一二六、六八一、七八一

損益計算書

（自　平成二十六年十二月一日　至　平成二十七年十一月三十日）

単位・円

売上高	二、五三六、四九九、〇一九
売上原価	一、一一五、六八四、六〇五
売上総利益	一、四二〇、八一四、四一四
販売費及び一般管理費	一、四三五、六八四、三五六
営業損失	一四、八六九、九四二
営業外収益	四九、九五四、〇二七
営業外費用	一三、二二七、〇六一
経常利益	二一、八五七、〇二四
税引前当期純利益	二一、八五七、〇二四
法人税、住民税及び事業税	一四、〇〇〇、〇〇〇
法人税等調整額	六、六一八、一六〇
当期純利益	一、二三八、八六四

平成二十八年一月十九日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

アラ商事株式会社

代表取締役　荒川　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市粕川町込皆戸四四四番地一、最後の住所群馬県前橋市粕川町込皆戸七八番地四

被相続人　亡　坂本　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市江見青木一番地五、最後の住所埼玉県新座市新堀二丁目六番一三―五〇七号

被相続人　亡　相川　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六

浦和大熊ビル三階　つきのみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立三丁目一三五番地、最後の住所東京都足立区足立三丁目八番五号

被相続人　亡　多田　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市島町二二六番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南五丁目二一番七号高円寺マンション六〇八号

被相続人　亡　大曽根哲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

事務所東京都千代田区紀尾井町三―一二紀尾井町ビル八階八〇二B号室弁護士法人一番町綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神崎　浩昭

平成二十八年二月四日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市江見青木一番地五、最後の住所埼玉県新座市新堀二丁目六番一三―五〇七号

被相続人　亡　相川　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六

浦和大熊ビル三階　つきのみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立三丁目一三五番地、最後の住所東京都足立区足立三丁目八番五号

被相続人　亡　多田　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林二丁目二八番、最後の住所東京都世田谷区池尻三丁目一八番三三―一〇二号

被相続人　亡　伊藤　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月四日

東京都中央区銀座五丁目一四番八号銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

（登録姓　坂田）

第54期決算公告

平成28年2月4日

京都市北区小山北大野町19番地13

株式会社山喜商店

代表取締役　山田　雅史

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,548
	固定資産	2,827
	繰延資産	380
	合計	30,756
負債及び純資産の部	流動負債	3,935
	固定負債	26,524
	株主資本	296
	資本金	45,000
	利益剰余金	△44,703
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	△55,953
	（うち当期純損失）	(8,017)
	合計	30,756

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月四日

京都市北区小山北大野町一九番地一三

株式会社山喜商店

代表取締役　山田　雅史